

火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第1条から第6条の5まで [現行のとおり]                      （消防総監が定める延焼を防止するための措置）</p> <p>第6条の5の2 条例第11条の2 <u>第1項第1号</u>に規定する消防総監が定める延焼を防止するための措置は、次の全てを満たすものとする。</p> <p>〔(1)～(4) 現行のとおり〕</p> <p>第6条の6から第15条まで [現行のとおり]                      別記様式第1号から様式第12号まで [現行のとおり]</p>	<p>第1条から第6条の5まで [同左]                      （消防総監が定める延焼を防止するための措置）</p> <p>第6条の5の2 条例第11条の2 <u>第3項</u>に規定する消防総監が定める延焼を防止するための措置は、次の全てを満たすものとする。</p> <p>〔(1)～(4) 同左〕</p> <p>第6条の6から第15条まで [同左]                      別記様式第1号から様式第12号まで [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	